

先日、早稲田大学で「グローバル・エコノミーと租税法からの応答—日独の場合」が開催された。同大学の渡辺徹也教授が尽力された企画だが、筆者も、「シェアリング・エコノミーと税制の課題」のパートで司会者として参加した。2018年6月15日から住宅宿泊事業法（民泊新法）が施行される中、米国仲介サイト Airbnb を例にとりながら、国境を越える役務の提供に対する消費課税など、さまざまな課題を論じてみたい。

プラットフォームである Airbnb のビジネスモデルは、ホスト（貸主）、ゲスト（借主）の双方から手数料をとる。実際のお金の流れは、ゲストは Airbnb に手数料を上乗せした代金を支払い、Airbnb はホストに、プラットフォーム利用料を差し引いて支払うという形である。Airbnb がホストや日本のゲストから徴収するサービス料については、国境を越える電気通信利用役務として、わが国の消費税が課される。

その際、ホストは個人であっても民泊の事業者であり、リバースチャージという方式での課税となる。通常であればサービスの提供者である Airbnb が納税義務者となるが、サービスの受け手であるホストに納税義務を課し、ホストが自らの事業（売上）についての消費税申告の際に、あわせて Airbnb からの仕入れについても消費税を申告し、その分は自ら仕入税額控除する。もっとも、両建て（納税・税額控除）という実態を踏まえて、課税売上の割合が95%以上ある事業者には申告不要となっている。Airbnb は、リバースチャージ方式の対象となる手数料についてホストに納税義務があることを伝える義務がある。

ゲストについてはどうか。ゲストには個人もいれば法人もいるが、通常どおりサービスの提供者である Airbnb が国外事業者としてわが国

課税当局に登録し納税義務者となり、ゲストからの手数料にかかる消費税を申告納税する。ゲストはそれを仕入税額控除できる。

ゲストが外国人（日本非居住者）の場合どうか。これについては国外取引として消費税はかからない（不課税）。したがって、Airbnb はゲストからの申込みに際し、どこの国の居住者が区別する必要がある。

次に、ホストが受け取る民泊代金についてであるが、所得税の世界は明快だ。個人であれば所得税（国税庁の見解では、民泊の所得区分は雑所得となり、20万円以下の所得は申告義務がない）、法人であれば法人税となる。消費税については、個人も法人も納税義務を負う。個人の場合、小規模事業者（課税売上金額が1,000万円以下）ということでも非課税となることが多いと思われる。

問題は、このような税務執行がきちんと行われるかどうかである。この観点から重要なことは、ホストがいくらの収入を得ているかという情報

で、それを知るのは、プラットフォーム企業（Airbnb）ということになる。そこで、プラットフォーム企業からホストの収入情報を課税庁が入手する仕組みが必要ということになる。この点について、政府税制調査会は情報入手を議論しており、来年度改正に向けての議論が注目される。

もう1つ指摘したいのは、わが国には欧州と異なりVAT番号（事業者番号）が導入されていないという点である。この点については、明治学院大学の西山由美教授によって言及されていた。2023年から適格請求書等保存方式が導入され登録番号制度が開始するので、それを待つ必要がある。これがあれば、取引の相手が課税事業者かどうかの判別が容易になり、消費税制度の信頼が向上する。

第 136 回  
シエアリング・エコノミー  
(Airbnb) と消費税  
森信茂樹  
東京財団政策研究所研究主幹 中央大学法科大学院特任教授

# 税制之理